

◎ CUNNメール通信 ◎ NO. 1457 2018年7月27日
(報告) 続報／組合員の継続雇用が実現へ！ストライキは回避！

新支部・東京東部労組個人タクシー協同組合葛飾第二職員支部／東京東部労組
〈全国一般東京東部労組書記長 須田〉

白浜組合員の継続雇用が実現へ！ストライキは回避！ 新支部・東京東部労組個人タクシー協同組合葛飾第二職員支部の続報

東京・葛飾の個人タクシー運転手をつくる東京都個人タクシー協同組合葛飾第二支部（池上精一支部長）で雇用されている女性の事務職員3人が結成した「全国一般東京東部労組個人タクシー協同組合葛飾第二職員支部」（佐藤さなえ執行委員長）は7月26日に使用者側と団体交渉を行い、焦点となっていた白浜組合員の8月15日以降の雇用は現状通りの賃金で継続することが決まりました。

労組の女性3人はストライキも辞さない姿勢で団体交渉に臨んでいましたが、これによりストライキはいったん回避されることとなります。ストライキ時には支援に駆けつけることを表明していただいていた方々に心より感謝申し上げます。

7月11日に労組結成の申し入れを行った女性職員3人は、8月15日をもって白浜組合員を雇い止めにすることを通告していた使用者側から「通告の白紙＝雇い止めの撤回」をすでに勝ち取っていました。しかし、その後の団体交渉で使用者側は白浜組合員の継続雇用の条件として現状の週5日の労働日を週4日に減らし、賃金を2割カットする考えを労組側に示してきました。

これに対し、白浜組合員を先頭に労組側はあくまで現行の労働条件のまま雇用するよう要求しました。賃金カットの条件を使用者側が撤回しない場合にはストライキを含めた争議行為に入ることを決意し、今回の団体交渉に臨みました。

この日の団体交渉で、使用者側は白浜組合員に、若干の仕事内容の変更を求めつつも週5日の労働日のまま賃金も据え置きで継続雇用する旨の契約書を手渡しました。これによって白浜組合員の8月15日以降の雇用が実現するのは確実に became。また、労組結成申し入れ時にあわせて要求していた職員への過去の賃金不払い分の支払いにも応じました。

これも結成間もない3人の組合員を支えようと立ち上がってくれた地域の仲間のおかげです。本当にありがとうございました！

他方、使用者側は労務対策の弁護士（クイント法律事務所：藤井博文弁護士）を団体交渉

に招き入れ、他の労組側の要求を拒絶する不誠実な姿勢を取っています。さらに今年10月には組合員3人のうちの今度は春山組合員の雇用契約の更新を迎えます。

引き続き東京東部労組個人タクシー協同組合葛飾第二職員支部へのよってたかつての支援をお願いいたします！

.....
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者：岡本)

136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町ユニオン内

TEL：03-3638-3369 FAX：03-5626-2423

E-mail：shtmch@ybb.ne.jp
.....